

岐阜県公報

第二千八百六十二号
平成二十九年七月七日

(金曜日)

目次

告示

林業用種苗生産事業者の登録 道路の区域変更	(森林整備課) 四二六 ^ハ (道路維持課) 四二六
土砂災害警戒区域の指定解除	(砂防課) 四二七
土砂災害警戒区域の指定	(同) 四二七
土砂災害特別警戒区域の指定解除	(同) 四二七
土砂災害特別警戒区域の指定	(同) 四二八
土砂災害警戒区域の指定解除	(同) 四二八
土砂災害警戒区域の指定	(同) 四二八
土砂災害特別警戒区域の指定解除	(同) 四二八
土砂災害警戒区域の指定解除	(同) 四二八
土砂災害警戒区域の指定	(同) 四二九
土砂災害特別警戒区域の指定解除	(同) 四二九
土砂災害警戒区域の指定	(同) 四二九
土砂災害特別警戒区域の指定	(同) 四二九
指定自立支援医療機関の指定	(保健医療課) 四三〇
指定自立支援医療機関の変更届出	(同) 四三〇
公共測量の実施	(用地課) 四三〇
国土調査の指定	(都市政策課) 四三一
市街地再開発組合の事業計画の変更認可	(都市整備課) 四三一
土地改良区役員の仕事	(下呂農林事務所) 四三二

平成二十九年岐阜県職員採用短大・高卒程度試験、資格 免許試験(司書、臨床検査技師、診療放射線技師)及び市 町村立小中学校等事務職員採用試験の実施	(人事委員会) 四三三
平成二十九年身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用 試験及び市町村立小中学校等事務職員採用試験の実施	(同) 四三六
警備員指導教育責任者講習の実施	(生活安全総務課) 四三八

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)
(ときは翌日)

平成二十九年七月七日

告示

岐阜県告示第三百五十八号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次の者を林業用種苗生産事業者として登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成二十九年七月七日

岐阜県知事 古田 肇

登録番号 一九四一	氏名又は名称及び住所 唐谷清司 高山市上宝町蔵柱二七六	生産事業の内容 採取 精選	事業所の名称及び所在地 高山市上宝町蔵柱
苗木	種穂	苗木の育成 幼苗以外の苗木の育成	

岐阜県告示第三百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年七月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
		下呂市萩原町山之口字力 レイ谷一八〇六番五地先	前	六・四 三・五	九・一	

県道

萩原線

地内	下呂市萩原町山之口字力 レイ谷一八〇六番五地先	後	六・四 二・四八	九・九
地内	下呂市萩原町山之口字力 レイ谷一八〇六番五地先	後	一・六 三・〇八	九・一
地内	下呂市萩原町山之口字力 レイ谷一八〇六番五地先	前	九・〇 三・四	二・七
地内	下呂市萩原町山之口字力 レイ谷一八〇六番五地先	後	二・七 三・六	二・八
同市町字地 同 一八〇六番一四地 先まで	同 一八〇六番一四地 先まで	後	八・四 三・〇	五・九
地内	下呂市萩原町山之口字力 レイ谷一八〇六番一四地 先地内	前	六・〇 一・六一	一・七
地内	下呂市萩原町山之口字力 レイ谷一八〇六番七地先 地内	後	六・九 三・〇一	一・三
地内	下呂市萩原町山之口字力 レイ谷一八〇六番七地先 地内	前	七・四 二・〇五	二・六
地内	下呂市萩原町山之口字力 レイ谷一八〇六番七地先 地内	後	八・八 二・四八	二・二
地内	下呂市萩原町山之口字力 レイ谷一八〇六番七地先 地内	前	六・七 九・二	五・四

レイ谷一八〇七番一地先 地内		下呂市萩原町山之口字曲 内 木一七九七番一地先地		下呂市萩原町山之口字曲 内 木一七九七番一地先地		下呂市萩原町山之口字曲 内 木一七九七番一地先地	
後	前	後	前	後	前	後	前
七 一 四 六	四 〇 五	一 〇 〇 三	七 九 九	二 一 三	二 一 三	九 八 六	七 九 九
五 三 四	八 四 二	八 三 三	三 七 三	三 七 一	六 〇 八	六 三 七	

岐阜県告示第三百六十号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第六百十八号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第六項において準用する同條第四項の規定により告示する。

平成二十九年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
古城山	可児市兼山字殿町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百六十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同條第四項の規定により告示する。

平成二十九年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
古城山	可児市兼山字殿町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百六十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第六百二十号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同條第九項において準用する同條第四項の規定により告示する。

平成二十九年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

古城山

可児市兼山字殿町

次の図のとおり

急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百六十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
古城山	可児市兼山字殿町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び可児市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百六十四号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第百五十四号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	-------	---------------------

神田洞谷

加茂郡七宗町神測
（次の図に示すとおりとする。）

土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百六十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
神田洞谷	加茂郡七宗町神測	次の図のとおり	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百六十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十一年岐阜県告示第百五十六号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
-------	-------	---------------------	------------------------

神田洞谷	加茂郡七宗町神測 (次の図に示すとおりとする。)	土石流	次の図に示すと おりとする。
------	-----------------------------	-----	-------------------

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百六十七号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十三年岐阜県告示第三百九十四号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
米山寺浦2	八百津町野上米山寺浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
米山寺浦3	八百津町野上米山寺浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
米山寺浦	八百津町野上米山寺浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百六十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十三年岐阜県告示第三百九十五号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
米山寺浦2	八百津町野上米山寺浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
米山寺浦3	八百津町野上米山寺浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百七十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年七月七日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
米山寺浦	八百津町野上米山寺浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十九年七月七日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの
（薬局）

名称	所在地	自立支援医療の種類	年月日
さつき薬局	大垣市世安二丁目六八三	精神通院	平成 二九・七・一
じゃいけ薬局	海津市平田町蛇池字屋敷中一四 五番地一	同	同

はちや薬局

美濃加茂市蜂屋町下蜂屋一六三
二八

同

同

可児薬局

可児市下恵土四一二番地

同

同

アイセイ薬局可児店

可児市川合三三四一三

同

同

（訪問看護事業者）

名称	所在地	自立支援医療の種類	年月日
訪問看護ステーション アクア	大垣市静里町八九〇二	精神通院	平成 二九・七・一
訪問看護ステーション 陶の里	多治見市大畑町西仲根三二二五	同	同

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十九年七月七日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの
（薬局）

名称	所在地	自立支援医療の種類	年月日
スギ薬局 栗野東店	岐阜市栗野東四丁目一七二番地	精神通院	平成 二九・六・一

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり

公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十九年七月一日から

同 年八月二十八日まで

四 作業地域

高山市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により美濃加茂市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

美濃加茂市

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

三 作業期間

平成二十九年六月十五日から

同 年八月三十一日まで

四 作業地域
美濃加茂市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により関ヶ原町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

関ヶ原町

二 作業種類

公共測量（道路台帳図作成）

三 作業期間

平成二十九年六月十六日から

同 年九月十九日まで

四 作業地域

関ヶ原町

国土調査の指定

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定により、平成二十九年六月十六日に次のとおり国土調査として指定したので、同法第五項の規定により公示する。

平成二十九年七月七日

岐阜県知事 古 田 肇

調査を行う者の名称

調 査 地 域

調 査 期 間

関市 関市富之保及び下之保の一部

平成二九・六・一六から
同三〇・三・三一まで

市街地再開発組合の事業計画の変更認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において読み替えて準用する同法第十九条第一項の規定により公示する。

平成二十九年七月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 市街地再開発組合の名称

高島屋南市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十六年十月十日から
平成三十五年三月三十一日まで

三 施行地区

事業計画書において表示するとおり

四 事務所の所在地

岐阜市神田町六丁目七番地二

五 設立認可の年月日

平成二十六年十月十日

六 変更の内容

事業施行期間及び資金計画（事業計画書において表示するとおり）

七 変更認可の年月日

平成二十九年七月七日

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年七月七日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住居	所
土坂第二区	平成二九・三・三三	理事	和仁 礼二	下呂市小坂町大洞	二二七三番地一
土坂第二区	平成二九・三・三三	理事	吉仲 八早彦	同	六九五番地
土坂第二区	平成二九・三・三三	同	今井 忠正	同	八〇八番地三
土坂第二区	平成二九・三・三三	同	上野 光男	同	八八六番地
土坂第二区	平成二九・三・三三	同	吉野 美代子	同	一八一五番地
土坂第二区	平成二九・三・三三	同	奥田 栄惠	下呂市小坂町湯屋	七四三番地
土坂第二区	平成二九・三・三三	同	岩佐 利二	同	二二〇一番地
土坂第二区	平成二九・三・三三	同	片岡 清毅	同	一七八番地一
土坂第二区	平成二九・三・三三	同	和仁 隆雄	下呂市小坂町大洞	二二九一番地
土坂第二区	平成二九・三・三三	同	橘 勝政	同	一七四五番地
土坂第二区	平成二九・三・三三	同	片岡 隆陸	下呂市小坂町落合	二〇二四番地

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住居	所
土坂第二区	平成二九・四・一	理事	今井 保	下呂市小坂町大洞	八〇八番地二
土坂第二区	平成二九・四・一	同	今井 学	同	八四五番地
土坂第二区	平成二九・四・一	同	池田 増己	同	二二六七番地
土坂第二区	平成二九・四・一	同	中谷 重幸	下呂市小坂町落合	一八〇番地
土坂第二区	平成二九・四・一	同	大林 広典	同	七九四番地
土坂第二区	平成二九・四・一	同	岩佐 太	同	二〇二番地
土坂第二区	平成二九・四・一	同	高橋 照一	同	一八四六番地

資格免許職試験	司書	以上二十七歳未満の者で、司書の資格を有するもの又は平成三十年三月までに取得する見込みのもの
	臨床検査技師 診療放射線技師	平成二十九年四月一日における年齢が二十歳以上二十八歳未満の者で、当該免許を有するもの又は平成三十年に実施される国家試験による当該免許を取得する見込みのもの

市町村立小中学校等事務職員採用試験
 平成二十九年四月一日における年齢が十七歳以上二十三歳未満の者

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本国籍を有しない者（短大・高校卒程度試験（電気）、資格免許職試験及び市町村立小中学校等事務職員採用試験を除く。）
- 2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- 4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表

1 第一次試験

(一) 日時及び場所

平成二十九年九月二十四日（日）午前八時三十分から岐阜市又は各務原市、多治見市及び高山市において行います。

ただし、資格免許職試験は、岐阜市又は各務原市のみにおいて行います。

(二) 方法

(1) 教養試験

短大・高校卒程度試験、高校卒程度試験及び市町村立小中学校等事務職員採用試験については、公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を高等学校卒業程度で二時間にわたって行います。

たつて行います。

資格免許職試験については、公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を短期大学卒業程度で二時間三十分になつて行います。

(2) 専門試験

短大・高校卒程度試験の農業、林業、農業土木及び電気、並びに高校卒程度試験の土木A、土木B（東濃地域）及び土木B（飛騨地域）については、公務員として必要な専門的知識、技術その他の能力について、択一式による筆記試験を高等学校卒業程度で二時間にわたって行います。

資格免許職試験（司書）については、公務員として必要な専門的知識、技術その他の能力について、択一式による筆記試験を短期大学卒業程度で二時間にわたって行います。

試験問題の出題分野は、次のとおりです。

試験名	試験区分	出題分野
資格免許職試験	司書	生涯学習概論、図書館概論（図書館制度を含む）、図書館経営論、図書館サービス論、情報サービス論、図書館情報資源論、情報資源組織論、児童サービス論等
	短大・高校卒程度試験	農業 農業と環境、作物、野菜、果樹、草花、畜産、農業経営等 林業 森林経営、森林科学、測量、林産物利用等 農業土木 農業土木設計、水循環、測量、農業土木施工、農業に関する基礎（農業と環境、農業情報処理等）等
高校卒程度試験	土木A（東濃地域） 土木B（飛騨地域）	数学・物理・情報技術基礎、電気基礎、電気機器・電力技術・電子計測制御、電子技術・電子回路・通信技術・電子情報技術等 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工等
電気		数学・物理・情報技術基礎、電気基礎、電気機器・電力技術・電子計測制御、電子技術・電子回路・通信技術・電子情報技術等

(3) 作文試験

表現力、思考力等について試験を行います。

なお、この試験は、第二次試験として評価します。

(三) 合格者発表

平成二十九年十月三日（火）（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県公ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。

岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」のアドレス

http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/jinji/saiyo_joho/

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成二十九年十月中旬から同年十月下旬（予定）に岐阜市において行います。

なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(二) 方法

(1) 口述試験

人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。

(2) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

3 最終合格者発表

第一次試験及び第二次試験並びに受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成二十九年十一月中旬（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に合格の結果を通知します。

四 合格から採用まで

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載された上、任命権者からの請求に応じて提示され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、短大・高校卒程度試験、高校卒程度試験及び資格免許職試験にあっては原則として平成三十年四月一日、市町村立小中学校等事務職員採用試験にあっては原則として平成三十年三月二十六日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に記載された者が全て採用されることは限りません。

なお、免許その他必要とされる資格を有する職については、受験資格に定める期日までに当該免許その他必要とされる資格を取得していないと採用されません。

また、「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとりた任命が行われます。

五 給与等

平成二十九年度の新規採用者の給料月額は、短大・高校卒程度、高校卒程度及び市町村立小中学校等事務職員にあっては十五万三千三百円、資格免許職「司書」にあっては十六万七千八百円、「臨床検査技師」及び「診療放射線技師」にあっては十八万四千二百円です。原則として毎年一回定期に昇給します。

また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当が支給されます。

六 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、県内の各県事務所等で配布するほか、岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」から入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「短大・高校卒請求」、「高校卒請求」、「資格免許職請求」又は「小中等事務請求」と朱書し、百四十円分の切手を貼った宛先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

2 受験申込みの方法

申込書に必要事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「短大・高校卒受験」、「高校卒受験」、「資格免許職受験」又は「小中等事務受験」と朱書し、〒五 八五七（住所不要）岐阜県人事委員会事務局宛で、特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル）を貼り、第一次試験当日必ず持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十九年七月二十四日（月）から同年八月十五日（火）までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、

土曜日、日曜日及び祝日は除きます。郵送の場合は、平成二十九年八月十五日（火）までの消印があるものに限り受け付けます。

七 試験結果の提供

第一次試験及び第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用係（電話 五八二七二 八七九六）へ問い合わせてください。

平成二十九年年度身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験及び市町村立小中学校等事務職員採用試験の実施

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成二十九年年度身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験及び市町村立小中学校等事務職員採用試験を次のとおり実施します。

平成二十九年七月七日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県職員として高等学校卒業程度の知識その他の能力を必要とする事務的業務に従事する職員及び市町村立小中学校等事務職員として高等学校卒業程度の知識その他の能力を必要とする事務的業務に従事する職員を採用するために、身体障がい者を対象に行います。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名	試験区分	採用予定人員
身体障がい者を対象とした職員採用試験	事務	若干人
身体障がい者を対象とした市町村立小中学校等事務職員採用試験		若干人

二 受験資格

試験名	受験資格
身体障がい者を対象とした職員採用試験	<p>自力により通勤でき、介護者なしに一般事務職としての職務の遂行が可能な者で、次の全ての要件を満たすもの</p> <p>一 平成二十九年四月一日における年齢が十七歳以上二十一歳未満の者</p> <p>二 身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>三 県内に居住している者（通学等のため一時的に県外に居住している者を含む。）</p> <p>四 活字印刷文による出題に対応できる者</p> <p>五 口頭による面接試験に対応できる者</p>
身体障がい者を対象とした市町村立小中学校等事務職員採用試験	<p>自力により通勤でき、介護者なしに一般事務職としての職務の遂行が可能な者で、次の全ての要件を満たすもの</p> <p>一 平成二十九年四月一日における年齢が十七歳以上二十七歳未満の者</p> <p>二 身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>三 県内に居住している者（通学等のため一時的に県外に居住している者を含む。）</p> <p>四 活字印刷文による出題に対応できる者</p> <p>五 口頭による面接試験に対応できる者</p>

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本国籍を有しない者（市町村立小中学校等事務職員採用試験を除く。）
 - 2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- 三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表
- 1 第一次試験
- (一) 日時及び場所

平成二十九年十月二十二日(日)午前八時三十分から岐阜市において行います。

(二) 方法

(1) 教養試験

公務員として必要な一般的知能(文章理解(英語を含む)、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力)及び一般的知識(社会、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を高等学校卒業程度で二時間にわたって行います。

(2) 作文試験

表現力、思考力等について試験を行います。

なお、この試験は、第二次試験として評価します。

(三) 合格者発表

平成二十九年十月三十日(月)(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。

岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」のアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/jinji/saiyo-joho/>

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成二十九年十一月中旬(予定)

なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(二) 方法

(1) 口述試験

人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。

(2) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

(3) 身体精密検査

第一次試験合格者に所定の身体検査書を配布し、身体の健康状態について医療機関による検査を行います。第二次試験当日に、身体検査書の提出を求めます。

3 最終合格者発表

第一次試験及び第二次試験並びに受験資格等についての調査の結果に基づいて最

終合格者を決定の上、平成二十九年十一月下旬(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に合否の結果を通知します。

四 合格から採用まで

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載された上、任命権者からの請求に応じて提示され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、岐阜県職員採用試験にあっては原則として平成三十年四月一日、市町村立小中学校等事務職員採用試験にあっては原則として平成三十年三月二十六日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

また、「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとった任命が行われます。

五 給与等

平成二十九年度の新規採用者の給料月額額は、十五万三千三百円で、原則として毎年一回定期に昇給します。

また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

六 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、県内の各県事務所等で配布するほか、岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」から入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「県職員・小中等事務請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

2 受験申込みの方法

申込書に必要な事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「県職員・小中等事務受験」と朱書きし、〒五八五七(住所不要)岐阜県人事委員会事務局宛で、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に

撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル）を貼り、第一次試験当日必ず持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十九年七月二十四日（月）から同年八月十五日（火）までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。郵送の場合は、平成二十九年八月十五日（火）までの消印があるものに限り受け付けます。

七 試験結果の提供

第一次試験及び第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用係（電話 五八二七二 八七九六）へ問い合わせてください。

警備員指導教育責任者講習の実施

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「規則」という。）第二條の規定により公示する。

平成二十九年七月七日

岐阜県公安委員会

委員長 古 田 善 伯

一 実施する講習の区分、実施期間、定員及び手数料

区 分	実施期間	定員	手数料
法第二條第一項第二号に規定する警備業務に係る警備員指導教育責任者資	平成二十九年八月二十一日（月）から八月二十五日（金）までの五日間	三〇人	三八、〇〇〇円

格者証の新規取得講習（以下「二号新規取得講習」という。）

法第二條第一項第二号に規定する警備業務に係る警備員指導教育責任者資格者証の追加取得講習（以下「二号追加取得講習」という。）	平成二十九年八月二十四日（木）及び八月二十五日（金）の二日間	二〇人	一四、〇〇〇円
---	--------------------------------	-----	---------

二 講習時間

午前九時から午後五時まで。ただし、講習最終日においては、修了考査が終了するまでとする。

三 講習場所

岐阜市茜部中島三丁目二〇番地 一般社団法人岐阜県警備業協会電話（〇五八）二七六 〇七七八

四 受講対象者（受講資格）

1 二号新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者

- (一) 最近五年間に法第二條第一項第二号に規定する警備業務の区分（以下「二号区分」という。）に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- (二) 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（二号区分に係るものに限る。以下「一級検定」という。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (三) 検定規則第四条に規定する二級の検定（二号区分に係るものに限る。以下「二級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上二号区分に係る警備業務に従事しているもの
- (四) 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）（第一條第二項に規定する一級の検定（二号区分に係るものに限る。以下「旧一級検定」という。）に合格した者

(五) 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(二号区分に係るものに限る。以下「旧二級検定」という。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上二号区分に係る警備業務に従事しているもの

2 二号追加取得講習

受講申込みを行う日において、二号区分以外の警備業務の区分に係る法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は規則第七條第一項の規定による警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「講習修了証明書」という。)の交付を受けている者であつて、四の1の(一)から(五)までのいずれかに該当するもの

五 講習申込手続

1 事前予約

講習の受講を希望する場合は、次により講習の事前予約を行うこと。

(一) 期間

平成二十九年七月二十四日(月)及び七月二十五日(火)の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く)。ただし、事前予約の受付期間中であつても、定員に達したときは、受付を締め切る。

(二) 方法

岐阜県警察本部生活安全全部生活安全総務課(予約専用電話〇九〇 一四七七 八二六二)へ電話の上、受講希望の申出を行うこと(予約専用電話以外での予約は受け付けない。)

2 受講の申込み

1により予約番号を取得した受講希望者は、六の提出書類を持参の上、次により受講の申込みを行うこと(郵送又は代理人による申込みは受け付けない。)

(一) 期間

平成二十九年七月二十六日(水)から八月四日(金)までの午前九時から午後五時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

(二) 場所

岐阜県内の各警察署生活安全課

(三) 留意事項

事前予約後、(一)の期間内に受講の申込みがない場合又は受講資格を満たしていないことが判明した場合は、受講を認めない。

六 提出書類

1 警備員指導教育責任者講習受講申込書(規則別記様式第一号。以下「受講申込書」という。)(一通)

受講申込書には、写真(提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)(一枚を貼付すること)。

2 四の受講対象者に該当することを疎明する書面

(一) 二号新規取得講習を受講する者

(1) 四の1の(一)に該当する者

最近五年間に二号区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上であることを疎明する書面(二号区分の警備業務を行う警備業者等が作成したものに限る。)(及び履歴書)

(2) 四の1の(二)に該当する者

一級検定に係る合格証明書の写し

(3) 四の1の(三)に該当する者

二級検定に係る合格証明書の写し及び二級検定に合格した後、継続して一年以上二号区分に係る警備業務に従事していることを疎明する書面

(4) 四の1の(四)に該当する者

旧一級検定に係る検定合格証の写し

(5) 四の1の(五)に該当する者

旧二級検定に係る検定合格証の写し及び旧二級検定に合格した後、継続して一年以上二号区分に係る警備業務に従事していることを疎明する書面

(二) 二号追加取得講習を受講する者

(1) 資格者証又は講習修了証明書の写し

(2) 四の2に該当することを疎明する六の2の(一)の(1)から(5)までのいずれかの書

面

七 手数料の納付方法

受講申込みの際、岐阜県収入証紙により納付(各警察署に備付けの納付書に貼付)すること。

八 その他

1 携行品及び集合時間

筆記具（鉛筆及び消しゴム）を携行し、講習初日の講習開始十五分前までに集合すること。

2 講習修了証明書の交付

修了審査に合格した者に対しては、講習修了証明書を交付する。

3 委託先

本講習は、岐阜市西部中島三丁目二〇番地所在の一般社団法人岐阜県警備業協会に委託して実施する。

4 講習に関する問合せ先

岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課 電話（〇五八）二七二 二四二四
内線三 二六

平成二十九年七月七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三一
岐阜文芸社